

女性活躍推進法に基づく 和気町特定事業主行動計画



令和3年10月

和 気 町

和気町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月

和 気 町 長
和 気 町 議 会 議 長
和 気 町 教 育 委 員 会
和気町選挙管理委員会
和気町代表監査委員
和 気 町 農 業 委 員 会

はじめに

女性が職業生活において、女性の個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会を実現することを目的として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）」が制定された。そこで、和気町では法第19条に基づき、和気町長、和気町議会議長、和気町教育委員会、和気町選挙管理委員会委員長、和気町代表監査委員及び和気町農業委員会会長が連名で、「女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）」を定める。

1. 計画期間

本法は平成28年度から令和7度までの10年間の時限立法であり、本計画は、その後半の期間である令和3年4月1日から令和8年3月31日までを計画期間とする。

2. 現状分析

（1）新規採用職員及び採用試験受験者に占める女性職員の割合

新規採用	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
男性	13	13	6	17	10	15
女性	8	8	17	18	21	8
女性の割合	38%	38%	74%	51%	68%	35%

※ 派遣職員、割愛職員、再任用職員及び任期付職員を除く。

【分析】 男性受験者数が多い年もあれば、女性受験者が多い年もあり、保育教諭の採用試験が女性受験者数の増加に影響している。

(2) 退職時の平均勤続年数の男女間の差異

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
男性	36	42	28	32	30	40
女性	34	13	16	15	31	17
差(男－女)	2	29	12	17	▲ 1	23

※ 派遣職員、割愛職員、再任用職員及び任期付職員を除く。

【分析】 平均勤続年数は、男性の方が長い傾向にある。

(3) 職員 1 人当たりの月別時間外勤務時間 (単位：時間)

年度	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
27 年度	13	17	10	8	7	8	8	10	13	11	13	11	129
28 年度	14	21	15	21	12	17	17	9	14	15	11	12	178
29 年度	14	14	10	12	9	18	18	11	14	13	16	16	165
30 年度	22	10	8	11	6	10	9	10	8	10	14	12	130
元年度	22	10	8	11	6	10	9	10	8	10	13	12	129
2 年度	11	13	12	13	9	9	15	14	11	14	12	8	141

※ 警報待機、選挙事務を含む。

【分析】 平成 28 年度は、地方創生に関する計画書策定業務や台風対応、選挙事務により時間外勤務が多く、平成 29 年度は、台風対応、選挙事務により時間外勤務が多い。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症により時間外勤務が増加している。

(4) 職員 1 人当たりの年別年次有給休暇取得状況

年	27 年	28 年	29 年	30 年	元年	2 年
対象職員数	192	192	195	196	194	196
平均取得日数	9.4	9.4	8.6	7.9	8.8	7.9

【分析】 年次有給休暇の取得は、増減は見られない。

(5) 管理監督職及び各役職段階の女性職員の割合 (単位：人、%)

年度	部長級			課長級			課長補佐級			係長級			全体の 女性割 合
	うち 女性	割合		うち 女性	割合		うち 女性	割合		うち 女性	割合		
28 年度	5	0	0	19	0	0	17	3	18	25	7	28	8
29 年度	5	0	0	20	1	5	16	4	25	25	8	32	10
30 年度	4	0	0	20	2	10	16	4	25	20	7	35	11
元年度	4	0	0	19	1	5	17	5	29	27	8	30	15
2 年度	3	0	0	23	1	4	14	5	36	24	8	33	16
3 年度	1	0	0	26	1	4	17	5	29	19	7	37	16

※ 各年度 4 月 1 日現在。県からの派遣職員、指導主事、保育士、任期付職員を除く。

【分析】 課長補佐級及び係長級に占める女性の割合は確実に増加しており、それに伴い今後は女性管理職の増加が見込まれる。

(6) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

年度		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
女性	年度中取得可能者	3	2	2	4	2	3
	育児休業取得者	3	6	5	3	4	2
	取得割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%
男性	年度中取得可能者	1	6	3	4	2	6
	育児休業取得者	0	0	0	0	0	0
	取得割合	0%	0%	0%	0%	0%	0%
	継続取得可能者のうち育児休業取得者	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0

※ 継続取得可能者とは、育児休業の取得が可能である期間にある者で年度中に取得可能となった者を除く者。

【分析】 男女別の育児休業等については、女性職員の取得割合が 100%に対し、男性職員は取得実績がない状況である。

(7) 男性の配偶者出産休暇等の取得率及び平均取得日数

年度	配偶者出産休暇				育児参加休暇			
	対象者	取得者	取得率	平均取得日数	対象者	取得者	取得率	平均取得日数
28 年度	6	2	33%	2	6	1	17%	5
29 年度	3	1	33%	2	3	0	0%	0
30 年度	4	1	25%	2	4	0	0%	0
元年度	2	1	50%	1	2	0	0%	0
2 年度	6	0	0%	0	6	0	0%	0
3 年度	1	0	0%	0	1	0	0%	0

【分析】 男性の配偶者出産休暇の取得割合に対し、育児参加休暇の取得率の低く、平成 28 年度の制度導入時に取得者が見られたがその後の取得者はおらず、制度の周知ができていないことが分かる。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標 と取組事項

現状分析の結果に基づき、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、その目標達成のために取り組むべき事項を設定する。

なお、この目標及び取組事項は、町長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局及び農業委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1) 係長級以上に占める女性職員の割合を現状の 16%以上を維持し、令和 7 年度末までに管理職に占める女性職員の割合 19%を目指す。

【取組事項】 女性職員に対する研修等の充実を図る。

・管理職に占める女性職員割合

年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	2 年度
対象職員数	25	26	27	26	25	26
うち女性	0	0	1	2	2	2
割合	0%	0%	4%	8%	8%	8%

(2) 令和7年度末までに、計画期間中の男性の育児休業取得促進に努める。

【取組事項】 所属課の職員全員が育児休業の取得をしやすい環境づくりに取り組むとともに、所属長においては育児休業の取得を促し、また取得しやすいよう応援体制や業務分担の見直しを行う。

(3) 令和7年度末までに、男性の育児参加休暇の取得促進に努める。

【取組事項】 配偶者の出産を控える男性職員に対し、出産前後に取得できる休暇制度の周知を行う。

4. 進捗管理

本計画において、設定したそれぞれの目標については、毎年その状況を把握し公表を行い、また、本計画は必要に応じ見直しを行う。

